文部時報

第1084号

昭和42年11月

日本文化について　浦松佐美太郎　2

〔座談会〕

「芸術文化の振興」……　7

（出席者）・安達健二・宮沢縦一・栗原一登
・寺中作雄・河北倫明
（司会）・鹿海信也

文化財保護思想の普及
——文化財保護強調週間にあたつて——　坂元　正典　35

芸術祭二十年　土生　武則　41

映画フィルムの保存と活用　鹿海　信也　47

著作権条約の新しい展開
——ストックホルム
知的所有権会議から——　佐野文一郎　62

明治百年とユネスコ　朝吹　三吉　67

国立劇場一年間のあゆみ　寺中　作雄　71

〔紹介〕　高等学校における
職業教育の多様化について（答申）　望月哲太郎　77

〔随想〕　随想二題……佐藤　知雄　80

〔教育用語〕　「著作権」とは　加戸　守行　52

〔現場の教育問題〕

「特殊教育の諸問題」寄稿……小椋　義久　58
解説……松原　隆三　59

〔連載第四回〕

人物を中心とした青森県教育郷土史
……苫米地武男　85

文部省の会議・行事等から……　54

文部省重要通達一覧……　95

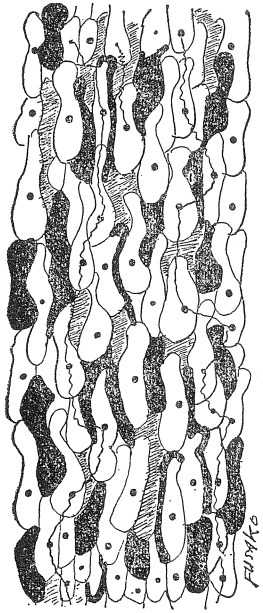

表紙　石井重一　カット　須貝夫早子

芸術祭二十年

土生武則

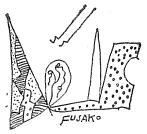

芸術祭の誕生

毎年、菊花のかおる季節になると、芸術祭は恒例の芸術祭祝典で開幕され、演劇、音楽、舞踊、映画、大衆芸能等十種目にわたる多彩な行事が主催公演、あるいは参加公演の形で十月、十一月の二か月間にわたり展開される。

今では秋の大きな行事となっている芸術祭も、今年で二十二回を迎えることになった。

現在の芸術祭は、この二十二年間の歴史とともに、一歩一歩前進し、その規模において、また内容において、発足当初の芸術祭にくらぶべくもないが、この芸術祭が今日あるのは、敗戦のあの混沌とした人心と焦土と化した国土の悪条件を乗り越えて、芸術祭を生み出した初代の芸術課長今日出海氏のなみなみならない努力と勇気によるものであることを忘れてはならないであろう。

今日出海氏は、芸術祭の着想当時のことを次のように述懐しておられる。

『昭和二十一年の四月か五月といえば、東京は焼け野原で、焼け跡に壕舎生活をしている者も多く、道往く人々は当時の言葉でいえば虚脱していて、どこを見、何を考えて歩いているのか、心ここにあらずといった眼差しで歩いているのを見ると、胸もふたぐ思いがした。自動車に乗っている人といえば占領軍の軍人で、日本人は精精ぜんそく病みのような音をたてる木炭自動車に乗っていたものだ。

食糧難は戦後になって一層激しく文部省の役人などは弁当らしい弁当を食っているものはなかった。こんな時代に芸術祭の構想を立てるなどは正気の沙汰とは思えぬと上司に叱られるかと内心びくびくしていたが、不思議なことに、これに反対する声は一つもあがらず、予算もないのに、やれるものなら是非やってくれと云われ、唖

然ともしたが、勇気百倍して、野辺山農場の芋を食いながら、夜更けるまでこの構想に没頭した。

……

なぜ芸術祭をやろうと考えたかといえば、日本の都市の大部分は、焦土と化し、人々はその日その日を生きて行くのにさえ途方に暮れている有様で、自信を喪失していたからだ。戦争に敗れ、衣食住に難渋していても、過去から引き継ぐ文化的伝統はどんなに立派か、これを国民に示して自信を取り戻すよすがになれば幸いと思った。えらそうに云えば、古典を匡すという意味で、正しく伝統芸術を見直すことが目的だった。過去の文化的伝統が立派だったから、落ちぶれても文化的能力はっちかわれていて、近代芸術についてもこれを咀嚼し、わがものとして成長させる可能性をどんなに持っているか、これを一堂に集めて、もう一度国民に見せて、勇気を持ってもらいたかった。』

こうして、昭和二十一年秋、第一回の芸術祭は、敗戦に打ちひしがれている国民に自信と勇気と希望をもって雄々しく立ち上がってくれることを祈念して誕生したのである。

芸術祭の沿革

今日出海氏の種をまいた芸術祭は、敗戦後数年続いた国民の苦しい耐乏生活の中にめばえて行き、以来一回も休むことなく毎年続けられていったのである。

しかし、芸術祭が現在の形態の芸術祭にいたるまでには、過去において多くの試行錯誤を繰返えしながら、幾度かの変遷を経て積み上げられてきている。

ここで芸術祭の歴史を知るために、回を追ってその沿革をたどることにする。

第一回（昭和二十一年）
帝劇および東劇を会場として、九月、十月の二か月にわたり、舞楽、能、人形浄瑠璃、演劇、歌劇、舞踊、音楽を公演。（公演一四）

第二回（昭和二十二年）
・参加制で実施、すなわち「九月、十月、十一月の間に東京都内で行なう興行のうち、芸術祭執行委員会が適当と認めたものを芸術祭参加演目とする」方式で芸術祭が行なわれた。
・参加部門として舞楽、能楽、人形浄瑠璃、演劇、歌劇、舞踊、音楽の七部門が定められた。
・優秀なものには、文部大臣賞を授与する方式が定められた。（参加公演二三）

第三回（昭和二十三年）
映画と放送の二部門が増えた。（参加公演三五）

第四回（昭和二十四年）
ショウがはじめて参加。ただし、大衆芸能の独立部門はなかったので、便宜上舞踊部門で扱われた。（参加公演六四）

第五回（昭和二十五年）
・はじめて芸術祭の予算が六百万円計上された。
・この年は主催公演を主とする芸術祭が試みられた。すなわち映画および放送による邦楽以外は従来の参加公演をとりやめ、主催公演の形で実施。
・全国民俗芸能大会がはじめて主催公演にとり上げられた。
・この年から芸術祭祝典が挙行されることになった。（主催公演一七、参加公演一一）

第六回（昭和二十六年）
・参加制を復活して主催公演と参加公演の二本立となった。この形態は現在に及んでいる。
・授賞は「芸術祭賞」と「芸術祭奨励賞」の二種類と定められた。

第七回（昭和二十七年）
・大衆芸能部門が設けられた。
・民間放送が参加し、放送部門（ラジオ）が活発となった。（主催公演八、参加公演八三）

第八回（昭和二十八年）
・はじめて演劇脚本および楽曲の募集が行なわれた。入賞脚本、入賞楽曲は主催公演として上演された。
・あらたにレコード部門が設けられた。（主催公演一一、参加公演一三二）

第九回（昭和二十九年）
放送部門にはじめてテレビドラマが参加。（主催公演一一、参加公演一二六）

第十回（昭和三十年）
・芸術祭十周年を記念して「歌舞伎招待公演」が行なわれた。
・演劇の地方巡回公演がはじめて行なわれた。（主催公演一三、参加公演一四四）

第十一回（昭和三十一年）
・演劇のほか音楽の地方巡回公演が行なわれた。
・「芸術祭外国映画コンクール」が芸術祭の一環として行なわれた。
・演劇部門では、主催、参加を含めての創作劇コンクールを行なった。（主催公演一二、参加公演一六四）

第十二回（昭和三十二年）
・映画部門に外国映画および悲劇映画が加わった。（主催公演一一、参加公演一七五）

第十三回（昭和三十三年）
・外国映画の参加制をとりやめた。
・主催公演「映画の歴史を見る会」をはじめて地方上演した。以来今日まで地方上演を実施。（主催公演一〇、参加公演二〇三）

第十四回（昭和三十四年）
・外国映画の参加制が復活した。
・レコード部門に外国盤が参加した。
・放送部門が「ラジオ部門」と「テレビジョン部門」に分けられた。（主催公演一五、参加公演二一七）

第十五回（昭和三十五年）
・レコード部門の外国盤参加をとりやめた。また国内盤は音楽レコードのみとし、軽音楽、流行歌も参加できることを明確にした。（主催公演一〇、参加公演二五一）

第十六回（昭和三十六年）
・音楽部門において「芸術祭合唱曲コンクール」を行なった。

・ラジオドラマ、テレビドラマ脚本募集を行ない、入選作品を主催公演として放送した。（主催公演一三、参加公演二六八）

第十七回（昭和三十七年）

・主催公演の一環として地方交響楽団の育成をはかるため「三市（京都・群馬・札幌）合同交響楽団特別演奏会」を実施。（主催公演一四、参加公演二五七）

第十八回（昭和三十八年）

・テレビ部門の参加が目だって増えた。（主催公演一四、参加公演二八六）

第十九回（昭和三十九年）

・東京オリンピック大会の開催にあたり、芸術祭は「オリンピック芸術展示」事業のうち「伝統芸能の展示」を兼ねる主催公演として能楽、雅楽、歌舞伎、古典舞踊、文楽、全国民俗芸能大会を実施した。

・この年から地方主催公演を本格的に実施することとなった。（演劇、音楽、映画）。

・テレビ部門の中で「ドラマ」と「ドキュメンタリー」を分けることにした。（主催公演二〇、参加公演二八二）

第二十回（昭和四十年）

・芸術祭二十年を迎え、これを記念して「芸術祭祝典」に常陸宮、同妃殿下をお迎えしお言葉を賜わった。（主催公演一八、参加公演二五七）

第二十一回（昭和四十一年）

・大衆芸能部門を一部と二部に分け、落語、講談、漫才等の日本的大衆芸能とレビュー、ショー、ミュージカルなどの外来芸能とを区別した。

・参加公演の増加に伴い、申込受付期日を従来より繰り上げた。（主催公演一七、参加公演三〇二）

第二十二回（昭和四十二年）

・参加公演の増加に伴い、参加申込作品の審査にあたっては厳選主義の方針をとるとともに、参加申込の期日を従来よりさらに繰り上げた。（主催公演二〇、参加公演二八五）

芸術祭の現状と今後の問題

芸術祭は、発足当時、敗戦という特殊な事情の中で、日本文化を芸能を通じて宣揚し、国民に自信と勇気を与えようという、いわば国民を鼓舞し、明日への再建の力を養うために意図されたものであることは、前述したとおりであるが、芸術祭もその後、時代とともに変遷し、現在の芸術祭の趣旨は「すぐれた作品の公演発表を促して芸術の創造と進展に寄与するとともに、あわせてそれらすぐれた作品の公開により、芸術鑑賞の機運を醸成し、国民の文化の向上をはかる」と開催要綱にあり、国民文化の向上のために、「芸術家に対してすぐれた作品の創作活動を促進する」こと、および「一般大衆に対してすぐれた作品を鑑賞させる機会を作る」ことをねらいとしている。

また、部門も当初、演劇、音楽、舞踊、古典芸術であったのが、今では、演劇、音楽、舞踊、能楽、映画、ラジオ、テレビ、レコード、大衆芸能、民俗芸能と十部門に広がり、いわゆる芸能という分

野はほとんど包含されている。

また、芸術祭を実施するために、毎年度約百八十名の民間の学識経験者、評論家よりなる文部省芸術祭執行委員会を組織し、名実ともに官民協力の態勢で運営してきている。

芸術祭に参加する芸術家、芸術団体も年々増加しており、この点からいわせてもらえれば芸術祭は隆盛の一途をたどっているともいえる（年度別主催公演、参加公演数参照）。

しかし、反面、芸術祭の現状は、まだ多くの問題をかかえていることは否定できない事実であり、また多くの批判があることもよく承知している。

その批判の主なものをいくつかあげてみると、

1 発足当初の趣旨と変わってきた。

2 総花的である。テーマをしぼれ。

3 文化向上のためのお祭りであった芸術祭が国家的な権威を持ち出した。

4 大衆に遊離している。

5 新人の参加にかなり厳しい制限があって参加することの自由が少なくなっている。

6 予算をとって自主公演をやれ。

7 地方の芸術家が参加できるような芸術祭にすべきだ。

8 参加作品が多すぎて審査委員が全部の作品を見ることができない。

9 マンネリズムになっている。

以上に見られる批判の一つ一つについて意見を述べる紙面の余裕

年度別主催公演・参加公演数

年度	中央主催公演	地方主催公演	計	参加公演
1回（昭21）	14	0	14	0
2回（〃22）	0	0	0	23
3回（〃23）	0	0	0	35
4回（〃24）	0	0	0	64
5回（〃25）	17	0	17	11
6回（〃26）	10	0	10	33
7回（〃27）	8	0	8	83
8回（〃28）	10	1（能）	11	132
9回（〃29）	11	0	11	126
10回（〃30）	11	2（演）（能）	13	144
11回（〃31）	9	3（演）（音）（能）	12	164
12回（〃32）	10	1（能）	11	175
13回（〃33）	7	3（音）（能）（映）	10	203
14回（〃34）	13	2（音）（映）	15	227
15回（〃35）	9	1（映）	10	251
16回（〃36）	12	1（映）	13	268
17回（〃37）	12	2（音）（映）	14	257
18回（〃38）	12	2（音）（映）	14	286
19回（〃39）	15	5（演）（映）（音3）	20	282
20回（〃40）	14	4（演）（舞）（音）（映）	18	257
21回（〃41）	14	3（音）（舞）（映）	17	302
22回（〃42）	17	3（演）（舞）（映）	20	285

（備考）演＝演劇、音＝音楽、映＝映画、舞＝舞踊

はないが、なるほど現在の芸術祭には、古い芸術の伝統を正すといった芸術祭発足当初のきびしさは失われ、その意味においては、芸術祭の性格が今日変わってきていることは事実であるが、芸術祭も静止することなく時代とともに歩んでいることを認識すべきであろう。また芸術祭が総花的であるということ、すなわち芸能のあらゆる分野を包含している現在の芸術祭は、芸能界のほとんどの分野にわたってその門を開き、参加し得るようになっており、他国のいかなるフェスティバルあるいはこれに類似する行事にも見られない多彩なものである。諸外国の例に見るように音楽祭、演劇祭と分野を限定することなく、芸能各界の祭典としているところに日本の芸術祭の意義と特色があるといえよう。

われわれが現在の芸術祭で、反省し、今後考えなければならない問題点をいくつかあげてみると、現在の運営形態では地方の芸術家の参加ができないということ、すなわち、地方の芸術家の参加は、現在地方局で放送されるラジオ、テレビの参加を除いては、東京に来て公演するほか参加の道がない。参加作品を審査する建前にある現行の制度では公演場所を東京都内に制限せざるを得ないことである。

次に、参加公演が年々増えてきているが、審査委員には審査の限界があり、同一日時に同一部門の公演が二つ以上重なる場合には、審査の都合上、一つに絞らざるを得ないことである。このために今年から参加申込みの受付を従来より一か月繰上げ、公演日時の調整をはかることにしたが、都内のホール難は深刻なものがあり、直ちに日時の変更ができない場合が多く、抜本的な解決策とはいいがたい。

次に芸術祭は主催公演と参加公演の二本立で実施されており、主催公演は本来主催者たる文部省芸術祭執行委員会が企画し、公演することが理想の形であり、それが芸術祭の中心となるべきであるが、この理想の実現には多額の経費を要し、現在二、三の主催公演を除いて、ほとんどの主催公演はいわゆる便乗公演の形になっている。主催公演と名のつく以上、国が創作および公演にかかわる経費を支出することはもちろん、芸能界の総力を結集して国の芸術祭の場でなければならないようなものを企画し、公演すべきである。

われわれはこの夢の実現を来年度の芸術祭にかけている。来年の芸術祭の構想は、政府が実施する明治百年記念事業の一環として、明治百年記念芸術祭を実施する予定であるが、この芸術祭の主催公演として演劇、オペラ、バレエ、邦楽の創作公演を実施するため、それぞれの創作委嘱費二百八十二万円が本年度の予算に計上された。来年度は、これを中央および地方で公演する経費を予算要求中であるが、このほかに明治百年記念芸術祭特別公演として、アジア各国より代表的な民族芸能団を招へいして『アジア民族芸能祭』を開催し、芸能を通してアジアの国際親善に寄与したいと考えている。

（文化局芸術課長）

編集後記

▽文部省に沿ったいちょう並木も、今や黄金色に染まり、落葉が街路をいろどり、汚れた東京を一瞬忘れさせるこのごろですが、秋は芸術・文化のシーズンということで、本号は、芸術・文化の問題を特集いたしました。

▽文化の日を中心に、全国的に催されている芸術祭、文化祭等の行事やその活動は年々多彩になり、また、はでになってきております。

▽民族のレベル測定の指標がそのもつ文化度であり、芸術への関心の高さであるとすれば、今日のような一見はなやかにさえみえる文化・芸術活動に、どのような問題点があり、それに対してどのような方策をたててゆくべきかについて、考えなければならない時期にきているといえましょう。

▽まず、巻頭では、浦松佐美太郎先生に、日本文化について、ひろい視野から論述していただきました。有益な示唆が与えられているものと思います。つづいて、音楽、美術、演劇の各専門の方々ならびに国立劇場理事長、文化局長にお集まりいただき、座談会を開きました。それぞれの立場から芸術文化の振興に対する要請について縦横に論じあっていただきましたので、ここから多くの考える材料と今後のわが国における芸術文化振興のよりよい方向をさし示していただけたものと思います。

MEJ 9493　月刊『文部時報』　11月号　第1084号

著作権所有　文部省

昭和42年11月5日　印刷
昭和42年11月10日　発行

発行者　株式会社　帝国地方行政学会　小川平二
印刷所　株式会社　行政学会印刷所
営業所　株式会社　帝国地方行政学会
東京都新宿区西五軒町52番地
電話　東京(268)2141(代表)
振替口座　東京10,000番

定価　70円（〒6円）
年間購読料　840円

＊　一年分前金の場合は、送料は当社負担でお送りします。
＊　ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申しうけます。なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします。